

# 特定非営利活動法人NALUの会サポートセンター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NALUの会サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県栗原市一迫字土川5番地1に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都中野区本町二丁目26番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に地震・風水害等あらゆる自然災害で被害に遭われた人々に対して生活支援活動、傾聴活動等を通じて、被災者の心身のケア及び被災地の復興・活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 被災地への支援活動事業
- ② 地域活性化へ繋がる事業
- ③ 各種イベント・教室等の開催及びそれに伴う制作品の販売事業
- ④ 子どもたちの心のケアに繋がる事業
- ⑤ お年寄りの生活を支援する事業
- ⑥ 地域に合った街づくりを支援する事業
- ⑦ 本会の活動目的に関連する団体・個人との連絡、情報交換・ネットワーク構築事業
- ⑧ その他、当法人の目的を遂行するために必要な非営利活動事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。